

【留学、就労、配偶者・親との同居等を目的とした査証】

2025年4月

A. 該当するケース

留学、就労（技能実習、興行を含む。）、日本に居住する配偶者又は親との同居等
（査証申請の前に、招へい者が日本の出入国在留管理局において、在留資格認定証明書を取得する必要があります。）

☞ 在留資格「公用」、「医療滞在」、外交・公用目的で在留する者の個人的使用人については、それぞれの案内を参照

B. 提出書類（各書類の詳細は、https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00898.html）

※は当館 HP でダウンロード可

- ① パスポート（要署名）
- ② パスポート写し（身分事項ページのみ）
- ③ 査証申請書※（4.5×3.5cm の顔写真貼付）
- ④ 在留資格認定証明書（写しのみで可）
※ 電子在留資格認定証明書（出入国在留管理局からメールで送信される在留資格認定証明書）の場合、送信されたメールを印刷して提出

〔日本に居住する配偶者又は親との同居を目的とする場合〕

（例：在留資格「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、「家族滞在」等）

- ⑤ 出生証明書（PSA で1年以内に発行されたもの）

【併せて提出する書類】

- ・印刷不鮮明等で記載事項が読み取れない→市町村役場発行の出生証明書
- ・遅延登録→洗礼証明書及び小学校又は高校の学校成績表（フィリピン教育省：指定様式 137）
- ・PSA に出生記録がない→市町村役場発行の出生証明書と PSA 発行の出生記録不存在証明書

- ⑥ 婚姻証明書（既婚者のみ。PSA で1年以内に発行されたもの）

【併せて提出する書類】

- ・印刷不鮮明等で記載事項が読み取れない→市町村役場発行の出生証明書
- ・PSA に婚姻記録がない→市町村役場発行の婚姻証明書と PSA 発行の無婚姻証明書

- ⑦ 委任状（PSA への照会用）※